

安永7年の蝦夷地奉行定書について

東 俊佑

Key Words

蝦夷地 (Ezochi)、松前藩 (Matsumae clan)、アイヌ (Ainu)、ロシア (Russia)、近世 (Early modern)、江戸時代 (Edo period) 場所請負制 (Subcontracted trading post system)

1 はじめに

本稿は、ロシア国立サンクトペテルブルク図書館所蔵の蝦夷地関係のある一紙物の史料（本稿では〈蝦夷地奉行定書〉と称す、以下〈定書〉）を紹介し、そこに記された内容と、同館に所蔵されるに至った経緯等について若干の考察を試みるものである。

史料を所蔵するロシア国立サンクトペテルブルク図書館は、1795年のエカチェリーナ2世の時代にはじまるロシアで最初の図書館である。同館の名称は *Российская национальная библиотека*（ロシア国立図書館、英名：The National Library of Russia）であるが、モスクワにある国立図書館 *Российская государственная библиотека*（英名：Russian State Library）が「ロシア国立図書館」と訳されるため、本稿ではロシア国立サンクトペテルブルク図書館と呼ぶこととする。

筆者は、科学研究費補助金基盤研究 (S)「マルチアークイヴァル的手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」（研究代表者：保谷徹）の出張調査として、東京大学史料編纂所の研究者数名とともに、2016（平成28）年10月6日、この図書館を訪問する機会を得た。保谷氏の事前史料請求に基づき、同館写本室にて、1852年作成の『ロシア帝国国立図書館所蔵東洋手稿本・木版本目録』に記載の日本関係史料14点を閲覧していたところ、当該史料に出くわした。

前記目録において、番号861-2が付された当該史料は、年代が「安永七年七月」付け（1778年に該当）、発給者が「蝦夷地奉行」、宛先が「の津釜婦 しょんごおとな」とあることから、近世蝦夷地研究において、貴重な史料である可能性が高いことに鑑み、ここに紹介する次第である。なお、史料写真の掲載許可が間に合わなかったことから、調査研究成果の速報という形での翻刻文のみの紹介となることを予めお断りしておく。

2 蝦夷地奉行定書の内容

史料の全文を翻刻すると、以下のとおりとなる。

定
一、御舟登候跡ニ而打逢口論致間敷事、
一、運上小家火之許大切ニ可為用心事、
一、松前他国不限流船等支配之場所江流着候ハ、早速夷船指出シ、舟頭水主どもニ右之書附相見セ候上ニ而、可為介抱事、
一、右流人村々欠送りにいたし、早速松前表込送届ケ可申事、
右之條々津々浦々まで堅可相守者也、萬一於相背者急度可行御法者也、仍而如件、
蝦夷地奉行
安永七戊戌年七月日
の津釜婦 しょんごおとな

表題は「定」で、全部で四か条からなる定書である。年代は「安永七戊戌年七月日」、発給者が「蝦夷地奉行」、宛先には「の津釜婦 しょんごおとな」とある。1778（安永7）年7月に「蝦夷地奉行」なる役名の者（もしくは機関）がノッカマップ（現在の根室市中心部より東方約10km地点に1790（寛政2）年ごろまであったアイヌの集落）のアイヌの有力者ションコに宛てた定書ということになる。「おとな」は「オツテナ」「乙名」とも呼ばれたアイヌの長であり、和人⁽¹⁾からは「酋長」「長人」「大将」などと呼ばれ、「剛強（豪強）」と一目置かれる存在であった。アイヌの村落内において、男として風格があり、髭が麗しく、弁舌に長けた者に対し、村落構成員から推し立てられた者の呼称であった⁽²⁾。

次に〈定書〉の四か条の内容を見てみよう。

第一条は、「打逢（合）口論」の禁止、すなわち喧嘩口論の禁止に関する規定である。〈定書〉はションコに宛てたものなので、この文言はアイヌ同士、もしくはア

イヌから和人への喧嘩口論の禁止を定めたものと考えられる。松前—蝦夷地間の船の移動は、松前→蝦夷地が〈下〉、蝦夷地→松前が〈上〉であるから、「御舟登候跡」の「登」とは、ノッカマップから松前へ船が出帆するという意味である。このころの蝦夷地は、松前藩主やその家臣の交易船が蝦夷地の各地（「場所」）に年1回程度派遣され、アイヌと交易を行う商場知行制の時代であった⁽³⁾。また、1773（安永2）年よりノッカマップを含むキイタツ場所は、飛騨国益田郡下呂郷湯之島村出身の武川久兵衛（飛騨屋久兵衛）が場所請負人となっており、飛騨屋の船がノッカマップへ派遣される状況下にもあった。以上をまとめると、この第一条は、和人の船が去った後、アイヌが喧嘩口論を行うことを禁止したものである。

第二条は、「運上小家」の火の元に注意を促す内容となっている。「運上小家」は、アイヌと和人が品替えを行うための商小屋＝「運上屋」のことで、松前藩が「場所」単位に請負人に建設させた施設である⁽⁴⁾。アイヌにとっては、自分たちが生産した漁獲物などの荷物を運び込む施設であった⁽⁵⁾。キイタツ場所の「運上屋」は、ノッカマップに建てられていた⁽⁶⁾。和人の交易船は、アイヌとの交易が終わると、わずかな人数を残し、ほとんどの人数は松前へ帰還するのが一般的であった。この第二条は、和人の船が去った後、「運上小家」で火事を出さないよう管理を徹底することをジョンコへ指示したものと解釈できる。

第三条は、和人の漂流船に対する救助や処理の方法に関する規定である。松前藩、松前藩以外に関わらず、漂流船が「支配之場所」に流れ着いた際は、「夷船」を差し向け、漂流船の船頭や水主たちにこの〈定書〉を提示し、「介抱」を行うようジョンコに指示するものである。「夷船」は、丸木舟の周囲に板を縄で取り付けたアイヌの縄綴船（板綴船）のことである（小林 1988）。「介抱」は、「蝦夷介抱船」⁽⁷⁾、あるいは「蝦夷人介抱物」⁽⁸⁾の語が示すように、米や酒、木綿などの物資（和製品）の入手が困難なアイヌに対して、和人が物質的豊かさを施す、の意味合いで用いられる語であるが、ここはジョンコに対する指示なので、単純に保護、看護、世話の意味で使っていると考えられる。

第四条は、前条の「流人」＝漂流民の取り扱いに関する規定である。「村々欠送り」⁽⁹⁾、すなわち漂流民たちをアイヌの次の村まで送り届け、それを繰り返しながら漂流民をアイヌたちの手で松前、もしくは和人の滞在地まで送り届けるよう指示するものである。

最後に、この四か条を間違いなく守ること、及び背いた際には厳しく法に則って処罰する旨が記される。

3 蝦夷地奉行定書の意義

〈定書〉は、近世蝦夷地研究において以下の5つの点で重要かつ画期的な内容を含んでいると考えられる。その主な点は、①蝦夷地関係の発給文書の原本である（写本ではない）こと、②松前藩の職制についての新知見が得られること、③飛騨屋請負初期のキイタツ場所の様相がわかること、④アイヌに対する発給文書の原本として最古のものと考えられること、⑤松前蝦夷地における漂着船の取り扱いが具体的にわかること、である。他にも論点はあると思われるが、筆者の力量不足から、上記5点に絞って、以下に若干の考察を加えておくこととする。

①蝦夷地関係発給文書の原本

近世蝦夷地関係の文書・記録類は、近世中～後期以降のものが圧倒的に多く、松前藩庁文書は原本としてほとんど残存せず、家臣の日記・控、および記録編纂物・写本としてしか伝来していない。その理由は、1807（文化4）年から1821（文政4）年までの松前藩梁川移封、及び幕末維新期の箱館戦争の際、松前城内の記録類をほとんど搬出できないまま榎本軍に占領されるなど、公的藩庁文書が原形のまま保存・伝来される条件が極めて悪かったことにある（榎森 1980）。北海道博物館所蔵の「徳川家康黒印状」や近藤家資料「錦地巻物」に収録の松前藩主書状等をはじめ、天明年間（1781-88）以前の原文書は数が少なく、存在すること自体が貴重なことである。1778年に、松前藩庁の一行政機関と考えられる「蝦夷地奉行」が発給した文書の原本が、ロシア・サンクトペテルブルクで新たに確認されたことは、近世蝦夷地研究にとって大変意義のあることである。

②松前藩の職制としての蝦夷地奉行の存在

松前藩の職制についての新知見とは、〈定書〉の発給主体である「蝦夷地奉行」なる役職（あるいは機関）の存在が明らかになったことである。「蝦夷地奉行」と言えば、1802（享和2）年2月23日付けで戸川筑前守、羽太庄左衛門（この年冬に安芸守となる）が就任した江戸幕府の職名として、近世蝦夷地研究の間では知られる。同年5月11日付けで、両名を「箱館奉行」と呼ぶこととなり、箱館に駐在して蝦夷地に関する業務を管掌する役名となった。のち、1807（文化4）年、カラフトを含む西蝦夷地の上知にともなう全蝦夷地の幕府直轄化により、10月24日には「箱館奉行」から「松前奉行」へ改称され、河尻甚五郎、村垣左太夫の両名を加えた4名体制となった。しかし、前年9月と同年4～5月に発生した日露紛争＝フヴォストフ事件の責任を取らされる形で、戸川

と羽太は松前奉行を罷免され、以後2名体制となった(榎森 1988)。

松前藩の職制について、北海道の自治体史『北海道史』では、「松前藩の職制に関する沿革はおおむね明らかでないが、その大体は他の諸藩とおなじく、幕府の制度をまねたものであった。ただ北辺の島国で他藩と事情を異にするものが少なくなかったため、これに関しては特別の職制が設けられていた。最初は職名も少なく、必要に応じて臨時に設けられていたが、しだいに固定し制度化していった」とあり、具体的な項目として「家老」「用人」「寺社町奉行および町吟味役」「沖ノ口奉行および沖ノ口吟味役」「勘定奉行および吟味役」「目付」「亀田奉行」「檜山奉行」が立てられている(北海道 1970)。松前藩の職制における「蝦夷地奉行」なる役名は、近世蝦夷地研究においてこれまで知られていない。

1711(正徳元)年11月12日、薩摩から大坂へ領主米を廻送中の船が難風に遭い、エトロフ島まで漂流し、翌年4月、船頭長右衛門たち十数名がアイヌの介抱を受け、6月20日にアッケシまで送り届けられている。8月に松前藩主の船がアッケシへ到着した際の記録に、「八月二十三日松前より仕置のためあつけしの奉行今井半太夫と申人、拾三反帆の荷方船にて着岸候処へ、船頭、梶取兩人二十三日の晩奉行の船へ参り、薩州の者にて候」とあり⁽¹⁰⁾、「あつけしの奉行」という表現が見える。

また、1788(天明8)年に松前を訪れた古川古松軒の紀行文『東遊雑記』には、「アツケシ・クナシリの場所へも、毎年極りて松前船行くことにして、八百石積みの船にて六、七十人より、年によりては八十人も商人乗りて行くことなり。その時になれば夷人ども海辺に出でて松前の船を待つことにて、船奉行をさしてニシパと称し、松前侯をさしてカモイトノと称し、大ニシパとも申すゆえに、ニシパ船が見ゆるとて夷人大いに悦びて、なじみの夷人は船の入津して松前人陸にあがれば、背を撫でさすりまたは抱え付きて情をのぶることなり」とあり⁽¹¹⁾、「船奉行」という表現が見える。

田沼時代の老中松本伊豆守から尋ねられた松前蝦夷地の件について、勘定組頭土山宗次郎が回答した書状「松前并蝦夷地の儀に付及承候趣申上候書付」の中には、「戊年六月、クナシリ島奉行に新(井)田大八罷越候節」⁽¹²⁾、「翌戊年、島奉行松井茂兵衛其外罷越候節」⁽¹³⁾とあり、「クナシリ島奉行」「島奉行」という表現が見える。

これら「あつけしの奉行」「船奉行」「クナシリ島奉行」「島奉行」は、いずれもクナシリ・メナシ地方と関わりのある役名として、近世蝦夷地関係史料の中に登場する。蝦夷地の各地へ向かう商船に同乗し、アイヌとの交易の監督などを行う松前藩役人は上乘役と呼ばれてい

たが、松前から遠方の地については、「本文上乘のもの、場所にて取計方等の儀見聞および候処、松前え近き所の蝦夷共は松前え罷出、志摩守え目見え仕候処、遠方の蝦夷は其儀無之に付、右上乗のものを志摩守名代と申渡置、場所にて重立候蝦夷共を呼出し、目見為致候由、是を蝦夷共は、ムシヤレイと唱」とあるように⁽¹⁴⁾、松前藩主の名代として、「ムシヤレイ」と呼ぶお目見えを執り行っていた。「場所」における和人のアイヌに対する支配儀礼であるオムシヤが「ムシヤレイ」=「武者礼」と関係があるかはさておき⁽¹⁵⁾、オムシヤを彷彿とさせるお目見えを上乘役の松前藩家臣が執行する体制は、18世紀後半ごろには確立していた。こうした上乘役の松前藩家臣が、〈定書〉に見える「蝦夷地奉行」であった可能性は十分考えられる。現段階においては、「あつけしの奉行」「船奉行」「クナシリ島奉行」「島奉行」が「蝦夷地奉行」と同一のものなのか否かはわからない。しかしながら、1778(安永7)年の時点で「蝦夷地奉行」なる役名(または機関)が存在していたという事実は、近世蝦夷地研究に新しい一ページを加えるものと言える。

③安永年間のキイタツ場所

〈定書〉の第二条は、「運上小家」の火の元に注意を促す内容である。この条文からは、1778(安永7)年の段階で、ノッカマップに運上屋が建てられていたことがわかる。

ノッカマップを含むキイタツ場所は、これまでの近世蝦夷地研究において、以下のように理解されてきた。キイタツ場所は、元禄年間(1701(元禄14)年ごろ)に設置され、松前藩主の交易船が派遣される直場所であった。そして、1773(安永2)年、飛騨国益田郡下呂郷湯之島村出身の武川久兵衛(屋号：飛騨屋)がこの場所の請負人となる。

飛騨屋は、18世紀前半、南部藩領の大畑(青森県下北半島)を拠点に蝦夷檜(えぞまつ)の伐採と江戸・大坂等への回漕で大きな利益をあげた商人である。3代目倍安(ますやす)は、1742(寛保2)年に7歳で家を引き継ぐが、幼少のため今井所左衛門を後見とし、大畑店の経営を嘉右衛門に委ねた。しかし嘉右衛門は、松前藩勘定奉行と結託し、飛騨屋の事業を奪おうとする。飛騨屋は、松前藩からさまざまな圧迫を受け、1769(明和6)年には材木伐採事業の廃止に追い込まれた。しかし一方で松前藩は、飛騨屋から8,183両の莫大な借金をしており、その返済ができずにいた。その負債の引き当てとして、松前藩は、1773年に藩主直営の交易場所であったエトモ(絵柄)、アッケシ(厚岸)、キイタツ(霧多布)、クナシリ(国後)の4場所の翌年より20年間の請負、及び1775年から15年間のソウヤ場所の請負を飛騨屋に

認めるにいたった。

1774年、飛騨屋はクナシリへ交易船を派遣したが、アイヌの有力者ツキノエがこれを拒否したため、交易関係を樹立することができなかった。飛騨屋がクナシリで交易をはじめられるのは、1783（天明3）年のことである。その間、大畑店を解雇した元支配人嘉右衛門が再び松前藩勘定奉行と結託して飛騨屋の場所請負を妨害する。1780（安永9）年に飛騨屋が幕府に提訴し、翌年の裁決で嘉右衛門は死罪、家老と勘定奉行は追放、江戸留守居は「押込」（外出禁止）となったが、この事件をきっかけに飛騨屋と松前藩の関係はすっかり悪化した。

また、1785～86（天明5～6）年には、老中田沼意次の意向による幕府の蝦夷地調査が行われ、調査に係る物資の運搬等が別の商人（苫屋久兵衛）の扱いとされるなど、飛騨屋はクナシリ・メナシ地方の場所請負経営の営業停止を余儀なくされた。

飛騨屋は、材木伐採事業の権益を松前藩に取り上げられたうえ、松前藩への貸付金も回収できず、さらに場所請負事業もはじめられず、経営は危機的な状況にあった。1787年、不慣れな漁業の分野での経営にのりだすべく漁場開発の準備を行い、翌1788年よりクナシリ・メナシ地方で漁業を開始した。その内容は、アイヌを雇用してのサケ・マス漁と、そのマスを粕（魚肥）に加工するという新たな試みであった。クナシリ・メナシ地方では、アイヌが越冬用の食料確保もままならない状況下で働かされ、さらに働いたアイヌに対して十分な手当が支給されなかった。また、漁場労働の監督者であった和人の番人によるアイヌへの粗暴な言動や暴力的行為、アイヌ女性の妻妾化・密夫行為なども行われた。交易や漁業による収益を大きく求める飛騨屋の場所経営の裏で、アイヌの和人に対する不満と遺恨は鬱積していった。

飛騨屋のクナシリ・メナシ地方における交易は、これまでの近世蝦夷地研究においては、上記のように理解されてきた（田端 1984、2000、2011；川上 2011）。すなわち飛騨屋は、クナシリの有力者ツキノエの妨害や田沼時代の幕府による蝦夷地調査の影響を受け、クナシリ・メナシ地方における交易活動を満足に展開することができず、1788年より新規に漁業経営に手を付けたが、それがアイヌの不満と遺恨を増大させるきっかけとなり、1789（寛政元）年にクナシリ・メナシの戦いを招くという理解である。

一方、クナシリ以外のアッケシやキイタツ場所における交易について、場所請負人飛騨屋久兵衛の家に伝わる文書群・武川久兵衛家文書⁽¹⁶⁾によると、飛騨屋は1773年の請負開始後、クナシリ、キイタツ、アッケシの3場所へ船を送ったが、クナシリ島の有力者ツキノエは「大膽成者」であり、交易に「故障」があり、さら

にツキノエは酒に酔うと狼藉を働いたので、1776（安永5）年よりクナシリへは船を送らず、キイタツとアッケシの両場所で交易を行ったとある。また、1778年も例年通り、支配人、通詞、番人、合わせて250～260人を両場所へ派遣し、交易や漁猟の手配を行っている。キイタツ場所の元はノッカマップ運上屋で行っていたこともわかる。

〈定書〉の文言と、この史料の記述を合わせて考えると、キイタツ場所には、1778年の段階で飛騨屋の交易船が間違いなく派遣され、ノッカマップの運上屋においてアイヌとの交易が行われていたことが明らかとなる。しかも、〈定書〉からは、アイヌに対する具体的な指示が行われていたこと、すなわち松前藩のアイヌに対する一定の影響力の行使が確認できる。このことは、メナシ地方の場所請負制下のアイヌ社会のあり様を考察するうえで、重要な情報を提供していると言える。

④アイヌへの発給文書の最古の原本

〈定書〉の宛先であるノッカマップの有力者ションコは、1789（寛政元）年に起こったクナシリ・メナシの戦いにおいて、アッケシの有力者イコトイ、クナシリの有力者ツキノエたちとともに、蜂起した若手アイヌの説得と松前藩への出頭を促し、松前藩によるアイヌの蜂起鎮圧に際し積極的な協力を行った人物として、近世蝦夷地研究ではよく知られている。ションコは、のちに松前藩の家老となる蠣崎将監広年（のち波響と号す）が1790（寛政2）年に描いた《夷酋列像》の12名のアイヌの中の一人でもある。

松前藩がアイヌに対して発給したと考えられる文書として古いものに、シャクシャインの戦い後の1671（寛文11）年4月、松前藩がアイヌに対して蜂起の再発防止を誓わせた「起請文」がある（坪田2015）。坂倉源次郎『北海随筆』には、「蝦夷村の酋長をヲトナと云。即ち本邦の庄屋にて松前より令をヲトナにつたへ、蝦夷ども慎みて此下知にしたがふ」とあり⁽¹⁷⁾、18世紀中ごろには、松前藩の法度などを「ヲトナ」を介してアイヌへ伝える仕組みが存在していた。

アイヌに対する法度などの読み聞かせは、18世紀後半ごろには、オムシャのなかで蝦夷通詞（アイヌ語通訳者）が執り行う行為となっている。オムシャについて、最上徳内『渡島筆記』には、「唯一年に一たびオムシャといふ事あり、是佳節にも終年終月の会稽にもあたるものなり、昔松前より買人を所々へわたして産物を交易するつるでに、小吏をもやり、法度を沙汰せしめたる時の遺なり」とある⁽¹⁸⁾。つまり、商船に同乗する松前藩の「小吏」＝上乘役が1年に1回法度を読み聞かせる行為ということである。同書によれば、オムシャは元々、春に

はじめて和人の船が到着した際、アイヌと和人がお互いの無事を喜び、「務て懈ることなかれ」「近邑とも睦び、争訟などをいたさすべからず」「いづかたにても難船あらば出て救ひ助けよ」「幸なりとして賊をなすことなかれ」などの内容を懇ろに諭し、アイヌに酒2椀ずつを振る舞い、タバコや煙管を与えることであった。また、秋になって和人の商人が引き揚げる際、再度「冬のあいた網や船をもつくろひ、春また来るを待品物を貯へおけ」といった内容の「條令」を示し、大規模な酒宴を催した。本来は酒宴が「ウエトツ、コパク」で、「オムシヤ」は法令を重んじるものであったが、年が経つにつれ、読み聞かせる条目も（アイヌたちが）覚え、（アイヌたちが）法を破る事もなくなってきたので、春のオムシヤを省略するようになった、とある⁽¹⁹⁾。

オムシヤの語は、松前広長『松前志』に、「延享中藩士田藤（元因藤）孝芳なる人北部速鳥巫（筆者註：ソウヤ）に行たるとき、彼夷人来てオムシヤの礼あり〔オムシヤは夷人の初て人を拝する式法を云なり〕」とあるのが初見と考えられる⁽²⁰⁾。「延享中」は18世紀中ごろである。18世紀末ごろに書かれた『北海記』（作者未詳）や申原正峯『夷諺俗話』に、オムシヤの内容に関する詳細な記述が見えるが、それらは西蝦夷地ソウヤで執り行われたものである⁽²¹⁾。

〈定書〉は、ノッカマップの有力者ションコ個人に宛てる体裁をとっている。したがって、〈定書〉に記された内容は、表面上は「蝦夷地奉行」がションコ個人に対して指示したものと見える。しかし通常、松前藩はアイヌが守るべき法度などを、「乙名」を介してその地域に住むアイヌ全体に伝えていたと考えられるので、この〈定書〉は、ノッカマップのアイヌに対する松前藩の支配が行き届いていたことの証拠と解釈する考えもある。また、ノッカマップではオムシヤがすでに行われており、オムシヤの際にアイヌに読み聞かせた内容が〈定書〉であったと拡大解釈する考えもあろう。しかし、道東のアイヌは「剛強」であったと言われていることを考え合わせると（田端 2000、2011）、この〈定書〉の存在が、ノッカマップにおける松前藩のアイヌ支配の証拠と解釈するのは、性急とも考えられる。不案内を恐れず付言すれば、本来オムシヤの際に読み聞かせるだけで済む内容を、わざわざションコに宛てて文書として発給したことの意味を考える必要がある。

〈定書〉の第三・四条は、漂流船の取り扱いに関する規定であり、乗組員に対し文書を見せることを想定している。したがって、乗組員たちの松前への廻送を円滑に行うために文書を発給したと見ることもできる。しかし、第一条と第二条の内容は、漂流船とは無関係であり、むしろアイヌの管理・監督に関する内容である。漂流船に

見せるための文書であれば、その文言だけを別に記した文書をアイヌに預けておけば済む話である。しかし、そうはなっていないのは、この〈定書〉は、ションコに対して発給したことに意味があるのであり、ションコが漂流船に見せるために使うことは、松前藩にとって二次的な使用方法だったと言える。

『勝手次第』の場所経営を容認する契約文書には、必ず『夷人ニ非道成義不申掛』というような文言が書きこまれる」との指摘がある（田端 2000）。これは、松前藩が場所請負人に対し、アイヌの取り扱いについて「非道」なことがないように強く指示するものである。これに対し〈定書〉の第一条は、アイヌの喧嘩口論の禁止に言及しており、しかもその内容がアイヌの「乙名」であるションコに指示されている。1778年の段階で、アイヌに対し喧嘩口論の禁止を指示する内容が文書として発給されていたことは、当時の松前藩のアイヌ支配を考えると、新しい事実が判明したことを意味する。

この文書の意義を考えるうえで参考となる事例に、川上淳氏が紹介した1756（宝暦6）年の松前藩からエトロフ島乙名への文書がある（川上 2011）。この文書は原本の所在が行方不明で、川上氏が和歌山県有田町の個人の方が所蔵するコピーから翻刻・紹介されたものである。この文書は、1756年にエトロフ島へ漂着し松前へ帰還した紀州漂流民の顛末やエトロフアイヌの風俗を記したものであるが、その一部に松前藩町奉行所から「ゑとろふ惣頭おとな共」へ発せられた「申渡」が含まれている。「申渡」の内容は、1750（寛延3）年に箱館を出船し東蝦夷地で破船、あるいは行方不明になった船が漂着した際の荷物をしっかりと預り置くこと、及び船頭や水主を助け、次から次に亀田番所まで送り届けること、などである。この「申渡」について、川上氏は、「ここで重要と思われるのは、紀州漂流民がエトロフ島に至った初めての和人と考えられるが、その時にすでに松前藩からの文書がエトロフ島に渡っていたという事実である」と述べる。また、「この文書がどのような経路でエトロフ島に達したかは不明であるが、松前藩町奉行所から『ゑとろふ惣頭おとな共』へ発せられた事実は、注目に値する。さらにエトロフ島の乙名らが、漂流民が漂着した時にこの文書を見せたということは、単に松前藩からの文書をエトロフ島のアイヌ乙名が持っていたというだけではなく、この内容をほぼ理解していたということでもある」との見解を示す。

〈定書〉の第三・四条は、漂流船への対応をアイヌの有力者へ具体的に指示したものであり、川上氏が紹介したエトロフ乙名への「申渡」と内容が酷似している。したがって、〈定書〉は「申渡」の存在を裏付けるものと言える。一方で、第一・二条の内容は、アイヌの自律性

に松前藩が介入するような内容であり、これまでの近世蝦夷地研究において語られてきたような、道東アイヌ＝「剛強」像や、松前藩と道東アイヌとの関わりのイメージの見直しを迫るような内容となっている。川上氏は、1756年のエトロフアイヌへの「申渡」について、「この事は、後のクナシリ・メナシの戦いにつながる『剛強な蝦夷』イメージとは異なる。その意味では、『剛強な蝦夷』観の再検討を考える好史料を得たといえよう」と評価するが（川上 2011：406）、この〈定書〉は川上氏の主張を補強するものと言える。

しかし一方で、アイヌの支配に踏み込んだ内容の文書が発給されたからといって、それが即松前藩によるアイヌ支配強化の証拠と言えらるわけでもない。なぜなら、アイヌに対して発給された文書の存在が、他の場所では知られていないからである。すなわち、松前藩は一般的にアイヌに対して法度を読み聞かせ、オムシャという儀礼を執り行うことにより、支配を貫徹してきた趣向があるが、実際にはノッカマップをはじめとするメナシ地方におけるこの時期の松前藩によるオムシャ執行の有無は不明だからである。さらに言えば、支配基盤が脆弱であったがゆえに、ジョンコに対して文書が発給することで、表面上支配しているように松前藩が演出したと捉えることも可能である。いずれにせよ、アイヌに対して松前藩や江戸幕府が文書が発給した事例が極めて少ないので、詳細は明らかにしえないが、少なくとも、これまで事例の少ないアイヌに対する発給文書が存在し、その原本が確認されたことの意義は、近世蝦夷地研究において画期的なことであることだけは間違いないのである。

⑤松前藩の漂流民送還体制

〈定書〉の第三条と第四条は、漂流船・漂流民の取り扱いに関する規定である。日本の沿海を航行する船が暴風雨や高波等の影響を受け、松前、蝦夷地、カラフト、千島列島、カムチャツカ半島、アリューシャン列島、ロシア沿海地方等に漂着する例は決して少なくない。及川将基氏によれば、1868（明治元）年以前のこれらの地域への漂着は、152件が確認でき、このうちの約半数の72件が蝦夷地、さらにその6割の43件が東蝦夷地（太平洋側）とのことである（及川 2013）。東蝦夷地への漂着件数を年代ごとに見ても、1699年以前が11件、1700-1749年が8件、1750-1799年が6件である。及川氏も指摘するように、この件数は、史料から確認できるもののみを拾い上げたものなので、実際の漂流・漂着件数は、これ以上に及ぶものと推察される。

蝦夷地に漂着した船の乗組員が松前、そして本州へ帰還するためには、アイヌの援助が不可欠である。乗組員たちは、長期にわたる漂流で体力を消耗している場合が

多いので、生命維持のための食料の供与や、止宿場所の提供をアイヌたちから受けることが帰還の前提条件となる。そして、松前・本州へ帰るための情報の提供や、アイヌによる送還の補助があつて、はじめて松前・本州へ帰還できるのである。

及川氏によれば、1721（享保6）年にサネナイへ漂着した弘前船、1756（宝暦6）年にトカチへ漂着した陸奥国船、同年に東蝦夷地へ漂着した同国船、1762（宝暦12）年にカラフトへ漂着した摂津国船の事例では、アイヌが同伴して漂着者を次の村に引き渡す形で松前まで送られる村送りという形式が取られているとのことである。〈定書〉の第四条に見える「村々欠送り」とは、及川氏の指摘する村送りのことであり、蝦夷地漂着者を松前まで送還する松前藩の制度であったと考えられる。この村送りを、松前藩の職制の一つと考えられる「蝦夷地奉行」がアイヌの有力者ジョンコに指示した原文書＝〈定書〉の存在が確認されたことは、近世蝦夷地研究において、注目すべきことである。

一方で、及川氏は、東奥蝦夷地やエトロフ島などへの漂着の場合、アイヌによる漂着者への虐待や略奪の事例が多いことも指摘する。元禄の事例を除けば、アイヌによる漂着民への虐待や略奪の事例は、千島もしくは東奥蝦夷地で発生している特徴があるとのことである。誤解を避けるために付言すれば、言葉が通じない不審人物＝漂着者が自分たちの居住地域に突如現れたときの対応として、漂着者への虐待や略奪行為が発生するのは、決して民族性に起因するものではなく、人間の防衛本能としてごく自然なことであると考えられる。

東奥蝦夷地や千島で略奪事例が多い理由として、及川氏は、クスリ・アッケシ・キイタツプやクナシリのアイヌの自律性をあげている。〈定書〉の第一条には、アイヌの喧嘩口論の禁止が規定されている。その裏には、道東地方のアイヌ同士の紛争やトラブルの存在があったとも言える。1758（宝暦8）年にはノシャップとソウヤのアイヌ同士の争いがあり、ノシャップのシクフが2,000～3,000人を率いてソウヤのアイヌを襲撃し、60人ほどを殺害し、200人を傷つけたという事件も発生している。また、元文年代（1736-40）になっても、キイタツプ、アッケシ、クスリあたりでは松前藩の指示などを軽んじるような「剛強」なアイヌ勢力が存在していて、藩主の交易船を送ることができなかった（田端 2011）。こうした当時の状況を鑑みると、クナシリ・メナシ地方のアイヌ勢力は、松前藩の指示に従わないような一定の独立性を保持していたと言える。そのことが漂着民に対する略奪行為に直結するわけではないが、松前藩の支配の行き届かない不安定な地域だったからこそ、〈定書〉に見られるような喧嘩口論の禁止や漂着者に対する取り扱い

を指示するような内容の文書があえて発給されたと解釈することもできよう。

しかしながら、これはあくまでも可能性の一つである。定型の文書を事務的・機械的に松前藩の役人がシヨンコへ発給したにすぎないという考え方もあろう。

4 まとめにかえて

以上、蝦夷地奉行定書の内容を検討し、史料の意義について若干の考察を試みてみた。全文を翻刻してもわずか200字弱にすぎない史料であるが、近世蝦夷地研究において、これまで知られていなかった新知見を提供し、さらにこれまでの考え方の補強、あるいは見直しを迫る内容であることが明らかにされつつある。

この〈定書〉をめぐるもう一つの重要な謎は、〈定書〉がなぜロシア所在なのかという問題である。安永7年に蝦夷地奉行がシヨンコへ発給した文書は、どういう経緯でロシア人の手へと渡ったのであろうか。

〈定書〉が発給された安永7年7月の直前、6月9日⁽²²⁾、ロシア船2艘が蝦夷地ノッカマップへ渡来している。このときの顛末は、武川久兵衛家文書のなかの「安永七戊戌年同八己亥年松前東蝦夷地請負場所江魯西亜人始而渡来之記」(安永9年12月付け、以下、〈安永渡来之記〉と略す)⁽²³⁾に詳細が記されている。これは、安永7・8年にキイタップ、及びアッケシへロシア人が渡来したときの様子を記すもので、筆記したのはクナシリ場所支配人喜多右衛門とキイタップ場所支配人庄次郎の2名である。内容を要約すると次のとおりとなる。

この年、(場所請負人である飛騨屋は)例年どおりキイタップとアッケシへ支配人、通詞、番人などあわせて250~260名を派遣し、交易や漁猟の手配を行っていた。6月22日、ノッカマップ運上屋の沖合に靄がかかり、雷も響き渡ってきたので、沖合の様子を番人やアイヌたちに探らせたところ、沖合から「石火矢」が放たれ、一同は驚き、アイヌたちは残らず逃げ去ってしまった。靄が晴れると、見慣れぬ異国人たちが50~60石くらいの小船3艘に乗りやってきた。異国人たちは赤い服を一樣に着用し、背が高く、34~35人くらいであった。彼らが浜岸へ上陸すると、喜多右衛門と庄次郎は詳細を尋ねようとしたが言葉が通じなかった。すると異国人一人が近寄ってきて「ニウンジン(日本人)」と話しかけてきた。こちら側はどうしようもないので、「蝦夷辞」(アイヌ語)をもって、「ヤニ○コタン○子コナ○レ○アナ(汝ノ国何ト言名カ有ル)」と尋ねたところ「ムシクバ」と答えた。またしばらくして「ヨロシヤ」と答えた。これにより「蝦夷語音」は存じていると推量した。同日、引き続きクナシリ島の長ツキノエがウタレ数十人を連れ

て来た。喜多右衛門は、山へ逃げたアイヌたちを呼び返し、アイヌを通じて尋ねたところ、「ムスコピヤ」という国であることがわかった。異国人たちは「日本辞」を巧みに聞き分けているが、こちらは彼らの言葉が一切わからない。このたび渡来の件は、日本と交易をする心願で、松前藩主へ願い出る心願とのことであった。ちょうど松前藩主より派遣された上乘役新井田大八殿が近く(アッケシ)に来ていたところだったので、早飛脚を送ったところ、不日に新井田氏がやってきた。場所支配人や番人たちは異国人へ近寄れないことになったので、「禍之幸」と一同悦んだ。異国人たちと新井田氏の対応は、異国人たちの船で行われ、対応が済むと新井田氏は松前へ飛脚を送った。その後、「赤狄」(ロシア人)たちは全員上陸し、小屋をつくり、そこに引き移った。8月上旬、「赤狄」たちはウルップ島へ帰っていった。

以上が1778年6~8月のロシア人ノッカマップ渡来から退去までの経過である。ロシア側の史料によれば、このとき渡来したロシア人は、イルクーツクの商人ドミトリー・シャバーリンであった。シャバーリンは、3隻の大きな皮船に32人のロシア人、及び通訳として2名のシムシル島アイヌのケレコレ(グレゴリー)とオロキセ(アレクセイ)を率いて、ウルップ島を出発し、クナシリ島へ渡った。そして、クナシリ島のアイヌの有力者ツキノエがシャバーリンたちを案内して、ノッカマップまで連れてきたのである(カラー 2002; 秋月 2014)。

『通航一覽』によれば⁽²⁴⁾、シャバーリン一行に対応した松前藩関係者は、新井田大八、工藤八百右衛門、通詞林右衛門であった。6月9日にロシア船2隻がノッカマップへ渡来し、新井田たちはシャバーリンと応接を行い、シャバーリンから日本との通商の申し出を受けた。応接後、6月12日にロシア人は退去したとある。また、『蝦夷地一件』によれば⁽²⁵⁾、シャバーリンたちの目的は、7年前(1770年)、ウルップ島においてロシア人3人がラッコ猟のために来ていたエトロフのアイヌとのトラブルで殺害されたことの「意恨」(遺恨)ではなく、商い(交易)のためであった。新井田は、交易の件は松前藩主や江戸の幕府へ伺う必要があるので、翌年の夏にエトロフ島で返事をする と 回答し、シャバーリンから差し出された砂糖、狸々緋(国主の冠服)、更紗、そのほか反物類を受け取った。翌1779年、「島奉行」の松井茂兵衛たちがアッケシでイワン・アンチーピン一行(水先案内がシャバーリン)と応接した際、これらの品物はすべてロシア側へ返し、交易の件は長崎で交渉するよう通告した。なお、『通航一覽』によれば、シャバーリンたちからは前年ノッカマップで書簡も受け取っており、これも翌年アッケシで返還したとのことである⁽²⁶⁾。

シャバーリン一行のノッカマップ滞在について、『通

航一覧』は6月9日～12日、〈安永渡来之記〉は、6月22日～8月上旬とする。『通航一覧』と〈安永渡来之記〉では滞在時期に齟齬があり、しかも後者にのみ、ロシア人たちがノッカマップへ全員が上陸し、小屋を作って滞在したとの情報が記される。〈安永渡来之記〉には、「此記録子細有之松前家之記録とハ少々喰違候義も可有之哉ニ奉存候、右ニ記候後ハ聊も不取交所ニ御座候」とあり、松前藩の記録とは内容に齟齬があることを明記する。

ロシア側の史料を検討したコラー氏によれば、シャバーリン一行がアトキス (Atkis) ⁽²⁷⁾ に到着したのは6月19日 (旧暦6月6日) であり、20日 (旧暦7日) には日本人の宿舎へ行き、36人の日本人とアイヌ約200名に会っている。21日 (旧暦8日) には正式な交渉を行い、22日 (旧暦9日) に互いに贈り物をし、24日 (旧暦11日) にウルップ島へ向けてアトキスを出発した。なお、クナシリ島の有力者ツキノエたちアイヌ30人は、シャバーリン一行の出港を見送ったとのことである (コラー 2002)。

ロシア人がノッカマップへ上陸し、小屋を建てて滞在したという、〈安永渡来之記〉に見える事実は、他の日本側史料にもロシア側史料にも確認できないので、信憑性に疑いがある。ちなみにコラー氏によれば、翌1779 (安永8) 年6月24日から8月21日まで、松前藩と通商交渉を行うため、アンチーピン一行がノトコメ (Notkome) で滞在している。ノトコメはノッカマップのことだと考えられている (コラー 2002)。シャバーリン一行のノッカマップ滞在中の振る舞いや、松前藩士たちの対応の中に、「鎖国」体制下の日本にとって不都合な事実があり、後に松前藩が記録から隠蔽した事実があることは、十分想定できる。

〈定書〉は、シャバーリン一行のノッカマップ退去後、もしくは滞在中の7月付けである。〈定書〉の文言は、ロシア人の渡来を想定したものではなく、アイヌに対する管理監督や、漂着民の取り扱いに関するものである。〈定書〉の内容だけを見れば、シャバーリン一行のロシア人渡来とシオンコへの〈定書〉発給は無関係のように思えるが、時期が時期だけに、両者の間には何らかの関係があると勘繰るのは、強ち的外れでもないだろう。

現段階では可能性を指摘することしかできないが、確実に言えることは、シオンコへ〈定書〉を発給した蝦夷地奉行の役にあった者、もしくは蝦夷地奉行の差し出しの〈定書〉をシオンコへ手渡したのは、松前藩上乘役でシャバーリン一行の対応をした新井田大八であったということである。

〈定書〉がロシア人の元へ渡ったのは、シャバーリン一行のノッカマップ滞在中の1778年、もしくは翌1779年にアッケシで松前藩と通商交渉を行うアンチーピン

行のノッカマップ滞在中などが想定できる。アンチーピン一行は、松前藩士たちとクナシリ島で交渉を行うことになっていたが、松前藩士たちが一向に現れないため、ノッカマップ、さらにはアッケシまで南下し、そこで最終的には交渉を行った。このノッカマップ滞在中に〈定書〉を入手した可能性はある。しかし、この2件に限らず、1792 (寛政4) 年のアダム・ラクスマンの子モロ来航や、それ以前・以降のさまざまな場面においてロシア人の元へもたらされた可能性もあり、現時点で断定することはできない。〈定書〉には、露米会社の蝸印が付けられていることから、何らかの形でアイヌの手からロシア人の手に渡り、露米会社の所蔵品に加えられたのち、最終的にはペテルブルクへ送られ、ロシア国立サンクトペテルブルク図書館で所蔵されるに至ったと考えられる。伝来の詳しい経緯は、筆者の力量では明らかにすることが困難なので、今後の研究を俟つことにしたい。

註

- (1) 和人とは、近世蝦夷地研究において、アイヌを除く日本人 (アイヌと対置する人間集団) の意で使用される用語である。史料での使用例は多くないが、本稿では便宜上用いることとする。
- (2) 平秩東作「東遊記」(1783年成立) (谷川 1969 : 424)。
- (3) 松前藩の経済は、本州の和人やアイヌ民族と交易を行うことによって得る利益や、和商人から徴収する税金により成り立っていた。家臣に対しては、本州の藩のように俸禄を支給するのではなく、蝦夷地のある特定の場所 (商場) を指定し、そこでアイヌ民族と交易を行う権利を与えた。これを商場知行制と呼んでいる。
- (4) 松本伊豆守「蝦夷地為見分差遣候御普請役申間候ニ付申上候書付」(「蝦夷地一件 二」第8文書、1785年12月付 (北海道 1970 : 325)) に「ソウヤと申候所迄罷候越処、右は何も大原亀五郎御代官所、飛州益田郡湯之嶋村百姓久兵衛交易請場所にて、運上屋と唱、同人商小屋有之、年々右商船上乗として、志摩守家来も右の場所迄は罷越、夫より先の方并カラフト島えは、商人は不及申、年来志摩守家来等罷越候儀無之、尤往古蝦夷地周廻為見届、志摩守家来相廻り、カラフト島えも渡海仕候者も有之候由、前々より申伝候得共、右旧記も無之、誠に申伝のみにて、カラフト島は勿論、本蝦夷地も、東は前書のキイタツフ、西はソウヤより奥の方は一向地理の様子相知不申、志摩守示しも相届兼候に付、蝦夷共も甚手荒き趣に相聞候間、彼方見分は容易に相成間鋪哉の段、兼々於松前も志摩守家来申也」とある。また佐藤玄六郎「蝦夷地の儀是迄見分仕候趣申上候書付」(「蝦夷地一件 二」第10文書、1786年2月付 (北海道 1970 : 337)) に「運上を以場所を相渡、則場所限りに運上屋と唱、町人共に商小屋を為建置」とある。
- (5) 松平信濃守ほか「蝦夷地銭通用之儀ニ付再申上候書付」(羽太正養編「休明光記附録卷之一」第4文書 (北海道庁 1991 : 540)) に「蝦夷共稼出候荷物運上屋ニ而是迄之通品替ニ仕候而は、蝦夷人共居所候ニ而売払候義不相成候間、遠方運送仕、運上屋江持参売払、右代之諸品も同じく運送仕罷帰り候間、往返之運送全く蝦夷共之失費ニ相成申候」とある。

- (6) 「蝦夷地一件 二」第10文書(北海道 1970 : 339)に「ノツカマップはキイタツツの内にて運上屋有之候所の字に御座候」とある。
- (7) 「蝦夷地一件 二」第10文書(北海道 1970 : 336)に「彼地え差遣候諸国商人の船にも、一同蝦夷介抱船と唱、志摩守手船の積りいたし」という表現がある。
- (8) 「村山伝兵衛履歴」(北海道博物館所蔵、村山家資料628・収蔵番号100872、2丁目オモチ)に「侍中一同蝦夷人介抱物右之両艘江積入乗組」という表現がある。
- (9) 「村々欠送りの「欠」は、「駆」の当て字として用いているか、「次(継)」の意味で用いているのか判別できないので、本稿では「欠送り」とそのまま使用することとする。
- (10) 「エトロフ島漂着記」(谷川 1969 : 9)。
- (11) 古川古松軒「東遊雑記」の「巻之七」(大藤 1964 : 176)。
- (12) 土山宗次郎「松前并蝦夷地の儀に付及承候趣申上候書付写」(「蝦夷地一件 一」第5文書、1784年5月付(北海道 1970 : 303))。
- (13) 前掲(12) (北海道 1970 : 304)。
- (14) 「蝦夷地一件 二」第10文書(北海道 1970 : 336)。
- (15) 高倉新一郎1966bは、「ムシヤレイ」に「オムシヤ礼一引用者」と註をつけて、オムシヤと解釈する。
- (16) 「異舶航来漂民帰朝紀事」(武川久兵衛家文書、岐阜県歴史資料館所蔵、I-(1)/乙J/1)や「北信記聞」式上(武川久兵衛家文書、岐阜県歴史資料館所蔵、I-(1)/乙A/8)のなかの「安永七戊戌年同八己亥年松前東蝦夷地請負場所江魯西亜人始而渡来之記」。
- (17) 坂倉源次郎「北海随筆」(1739年成立)(谷川 1969 : 409)。
- (18) 最上徳内「渡島筆記」(1808年成立)(谷川 1969 : 535)。
- (19) オムシヤについては、高倉新一郎氏や稲垣令子氏などの研究がある(高倉 1966a : 稲垣 1985)。ウイマムとの関係については菊池勇夫氏の研究がある(菊池 2008)。
- (20) 松前広長「松前志」(1781年成立)の「巻之一」(大友 1943 : 113)。
- (21) 「北海記」(1786年成立)(北海道大学附属図書館所蔵)、串原正峯「夷諺俗話」(1792年成立)の「巻之五」(谷川 1969 : 516)。
- (22) 「通航一覽巻之二百七十三」(早川 1967 : 84)では6月9日とある。「通航一覽」のこの記事の引用元は「北海島船記」とある。前掲(16)では、6月22日にロシア人たちはノッカマップへ上陸したとある。
- (23) 前掲(16)。
- (24) 前掲(22)。
- (25) 前掲(12) (北海道 1970 : 303)。
- (26) 前掲(22)。
- (27) アトキスはアッケシのことだと考えられているが、ここでいうアトキスはノッカマップであったと考えられる。シャバーリンたちが、1778年に上陸した地をアトキスと勘違いしているにすぎないと考えられる。

引用史料出典

- 大藤時彦編 1964. 東遊雑記. 東洋文庫27. 平凡社.
- 大友喜作解説校訂 1943. 北海随筆・松前志・東遊記. 北門叢書第2冊. 北光書房.
- 谷川健一編 1969. 日本庶民生活史料集成 第4巻 探検・紀行・地誌(北辺篇). 三一書房.
- 早川純三郎編 1967. 通航一覽 第七. 清文堂出版.
- 北海道編 1970. 新北海道史 第7巻 史料1. 北海道.
- 北海道庁編 1991. 新撰北海道史 第5巻. 清文堂出版.

参考文献

- 秋月俊幸 2014. 千島列島をめぐる日本とロシア. 北海道大学出版会.
- 荒野泰典 1988. 近世日本と東アジア. 東京大学出版会.
- 稲垣令子 1985. 近世蝦夷地における儀礼支配の特質—ウイマム・オムシヤの変遷を通して—. 民衆史研究会編. 民衆生活と信仰・思想. 雄山閣.
- 榎森進 1980. 蝦夷文書. 日本古文書学講座 第8巻 近世編Ⅲ. 雄山閣.
- 榎森進 1988. 幕府の蝦夷地直轄と松前奉行. 歴史と地理391.
- 及川将基 2013. 近世蝦夷地漂着者とアイヌ・松前藩: 一七世紀〜一八世紀を中心に. 史苑73(1).
- 川上淳 2011. 近世後期の奥蝦夷地史と日露関係. 北海道出版企画センター.
- 菊池勇夫 2008. アイヌの御目見(ウイマム)儀礼—小玉貞良『松前屏風』を導入として—. 国立歴史民俗博物館研究報告 140. (菊池勇夫 2013. アイヌと松前の政治文化論. 校倉書房に再録).
- 小林真人 1988. 蝦夷船について. 北海道・東北史研究会編. 北からの日本史. 三省堂.
- コラー・スサンネ 2002. 安永年間の蝦夷地における日露交渉と千島アイヌ. 北大史学42.
- 高倉新一郎 1966a. オムシヤ考. 高倉新一郎著・高倉理事長退任記念出版委員会編. アイヌ研究. 北海道大学生協同組合.
- 高倉新一郎 1966b. 千島・樺太の開発と土人. 高倉新一郎著・高倉理事長退任記念出版委員会編. アイヌ研究. 北海道大学生協同組合.
- 田端宏 1984. クナシリ・メナシ地方アイヌの蜂起. 松前町史 通説編・第1巻上. 松前町.
- 田端宏 2000. 17〜19世紀の政治・社会. アイヌ民族に関する指導資料. 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構.
- 田端宏 2011. 松前藩の成立と蝦夷地(近世前期). 新版北海道の歴史上 古代・中世・近世編. 北海道新聞社.
- 坪田芳典 2015. シャクシャイン蜂起から見たアイヌ社会. 北海学園大学大学院法学研究科論集16.



NOTES AND SUGGESTIONS

The Ezo Magistrate Decree of 1778

Shunsuke AZUMA

This article examines a historical document (Ezo Magistrate Decree) from the collection of National Library of Russia in Saint-Petersburg.

The decree consists of four articles and was issued in July 1778. It was issued by the Ezo Magistrate to Shonko, an influential Ainu elder who lived in Nokkamappu (present day Nemuro City). The decree prohibited arguments and fighting, required attention to be paid to the source of fires at the Nokkamappu store (unjoya) where trade took place between the Ainu and Japanese, defined ways of aiding and handling shipwrecks of Japanese ships, and required the Ainu to deliver sailors from these shipwrecked vessels to Matsumae.

The decree is considered important and ground-breaking in terms of medieval Ezo research for the following five reasons. First, it is an original

document related to Ezo (not a copy). Second, it provides information about the organization of the Matsumae Clan. Third, it provides insight into the conditions of Eastern Hokkaido. Fourth, it is the oldest original document issued to the Ainu. Fifth, it specifies in great detail the handling of shipwrecks in Matsumae Ezo.

In 1778, a group of Irkutsk merchants led by Shabalin crossed the sea to Nokkamappu where he met with domainal vassals of the Matsumae clan. The next year, in 1779, a group led by Antipin visited Nokkamappu and Akkeshi for trade negotiations. The decree paper have a red wax seal of the Russian-American Company. It was given from the Ainu to the Russians and added to the collection of the Russian-American Company and then sent off to Petersburg.